

1. 議事日程

〔平成23年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成23年 2月23日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第4 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 発議第2号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 発議第3号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 施政方針 |
| 日程第8 | 議案第37号 平成23年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第38号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第39号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第40号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第41号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第42号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第43号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第44号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第45号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第46号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第47号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第48号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第49号 平成23年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第21 | 議案第16号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第17号 安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第20号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第21号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第25 | 議案第22号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第13号 安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第18号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例 |

- 日程第 2 8 議案第19号 安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 8 号 安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例
- 日程第 3 0 議案第 9 号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第10号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議案第11号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 3 議案第12号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 4 議案第14号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第15号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 6 議案第23号 工事請負契約の変更について
【安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事】
- 日程第 3 7 議案第24号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 8 議案第25号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 9 議案第26号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 0 議案第27号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 1 議案第28号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 2 議案第29号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第30号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 4 議案第31号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 5 議案第32号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 6 議案第33号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 7 議案第34号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 8 議案第35号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 9 議案第36号 平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 0 請願第 1 号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 前 重 昌 敬 | 2 番 | 石 飛 慶 久 |
| 3 番 | 児 玉 史 則 | 4 番 | 大 下 正 幸 |

5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等之
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	宍戸邦夫	10番	山本優
----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重本邦明
産業振興部長	大野逸夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	田丸孝二	消防長	光下正則
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行
総務課長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木清係	長	上杉浩二
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

○藤井議長 それでは皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

佐々木事務局長。

○佐々木事務局長 それでは諸般の報告をいたします。

第1点、市長及び教育委員長から本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長から3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。

第3点、監査委員から平成23年1月分例月出納検査の結果報告書が提出されております。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において9番 宍戸邦夫君、及び10番 山本優君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 平成23年第1回定例議会の運営につきまして、去る1月24日及び2月16日の両日、議会運営委員会を開き次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から3月18日までの24日間といたしました。議事の都合により2月24日から3月1日まで及び3月4日から3月17日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意1件、諮問1件、議案42件、議員発議2件の計46件でございます。議案審議につきましてでございますが、議案第8号から議案第22号までについてはお手元の付託表のとおりそれぞれ所管ごとに一括上程し、議案理由の説明後一括質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。次に議案第37号から議案第49号までの平成23年度一般会計予算ほか特別会計予算等13件の予算案につき

ましては上程後、一括質疑を受け予算委員会へ付託して審査することにしたしました。予算審査は3月17日までに終了するように運営方よろしくをお願いします。一般質問の取り扱いについては24日正午の締め切り後、協議いたします。また、請願書、要望書等につきましては2件を産業建設常任委員会に付託して審査することといたしました。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日から3月18日までの24日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって会期は24日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○藤井議長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成23年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集賜りまことにありがとうございます。

御承知のとおり昨日22日に日本時間で午前8時51分ごろニュージーランド南東のクライストチャーチ州付近でマグニチュード6.3の地震がありました。報道によりますと多くの死傷者が出ているようでございます。同じ南東にあります安芸高田市と姉妹縁組みをしていますセルウィン町並びに姉妹校提携しておりますダーフィールドハイスクールにつきまして現地でお世話をさせていただいております早川純代さんから昨日情報を収集いたしましたところ、クライストチャーチ市外のような被害はないとのことでございます。また、生徒も学校も無事であるということでしたので、皆さんに報告いたします。安芸高田市といたしましては、セルウィン町長並びにダーフィールドハイスクール校長にお見舞いの電報を打っておりますので御承知をしていただきたいと思います

さて、今回の定例会に本日、人事案件2議案、条例関係15議案、工事請負契約関係1議案、予算関係26議案の合計44議案を提出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」提案理由の御説明をいたします。本案は、教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。平成23年4月27日をもって任期満了となる中村泰子委員の後任として天清一亮さんを任命したいとするものであります。天清一亮さんは昭和44年から学校法人修道学園中高等学校において教鞭をとられ、さらに平成7年からは同学園の理事として、また中高等学校の教頭として長年勤務されました。また、

広島県高等学校体育連盟の理事として学校体育の振興にも大きく御尽力されました。現在は、安芸高田市八千代町にございます学校法人ひの川学園の理事長として、ひの川幼稚園園長として初等教育の振興充実に向け御活躍中のございます。こうした職歴を通じて、教育に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられ教育委員として適任であると確信をいたしております。何とぞ御同意をいただきますようよろしく願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時10分 休憩

午前 10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○藤井議長 休憩を閉じて再開いたします。

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。現委員である山本康則委員の任期が今年6月30日をもって満了を迎えることから、後任候補者として引き続き、山本康則さんを推薦するものであります。山本康則委員は、平成20年から一期3年間人権擁護委員を務められ、これまで人権相談や人権の花運動など主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題を十分認識をされておられ、引き続き熱意と意欲をもって人権擁護活動に取り

組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をしております。

御審議の上、適切なる御意見をいただきますようお願いをいたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認めます。よって、質疑、討論及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認めます。よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 発議第2号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○藤井議長

日程第5、発議第2号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

発議第2号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

本年4月1日から市の組織が改編され、現在の総務企画部が総務部と企画振興部に分割されるため、総務企画常任委員会が所管しております総務企画部の名称を総務部と企画振興部に改めたいとするものでございます。また、市民生活に直接つながる重要な事案である予算と決算は提案された都度、特別委員会を設置し議員の半数が交互に予算決算の特別委員会となって審議してきましたが、補正予算を含む予算と決算をより慎重に審査することのできるように19人の委員で構成する予算常任委員会と18人の委員で構成する決算常任委員会を設置することとするものでございます。なお、改正条例は公布の日から施行するとしておりますが、総務企画部の名称を総務部と企画振興部に改めた部分は本年4月1日から施行することといたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案は委員会への付託を省略いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで条例の公布行為のため、10時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時18分 休憩

午前 10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。先ほど可決となりました安芸高田市議会委員会条例第2条により予算常任委員会委員の選任を追加日程として追加日程第1とし、並びに決算常任委員会委員の選任を日程に追加し追加日程第2として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、追加日程第1、予算常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。予算常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19人の諸君を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を予算常任委員会委員に選任することに決しました。

続いて、追加日程第2、決算常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び監査委員を除く18人の諸君を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を決算常任委員会委員に選任することに決しました。

追加日程を終了し、元日程に戻ります。

日程第6 発議第3号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長

日程第6、発議第3号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を

求めます。

15番 金行哲昭君。

○金 行 議 員 発議第3号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

議員が委員会に出席したときに費用弁償として日当相当額の3,000円が支給されておりましたが、3,000円の算定根拠が明確でないため本会に出席したときと同様に1キロメートルにつき37円の車賃を支給する方法に改めるとともに、正規の会議となる全員協議会への出席も費用弁償の対象に加えたいとするものでございます。なお、改正条例は本年4月1日から施行することとします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○藤 井 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤 井 議 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤 井 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤 井 議 長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 施政方針

○藤 井 議 長 日程第7「施政方針」、ここで市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 平成23年第1回定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信と平成23年度当初予算における主要施策の概要について、御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

平成20年8月のリーマンショックから既に2年半が過ぎ、世界的な同時不況は国際協調と各国、各企業等の懸命な御努力により回復基調にあると言われております。しかし、直近の月例経済報告によれば、「先行きについては、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気は持ち直して行くことが期待されるものの、一方で為替ルートの変動、デフレの影響等により、景気の下押さえリスクや雇用情勢の悪化懸念が依然残っている。」としております。本格的な景気回復には、まだ遠い状況にあります。

こうした状況の中、本市におきましても、この間、国や県と連携をして、市民生活安定のため、緊急雇用対策や地域活性化対策など、特に昨

年は市内の中小零細企業、小規模商店等に対して、これまで以上にきめ細かな対策を講じてきたところであります。

また今年になりましたも、先の臨時議会で緊急経済対策関連の補正予算を可決いただきましたが、これらにつきましても地域経済の活性化に資するよう速やかに執行してまいりたいと考えております。

さて、御承知のとおり私が市長に就任して間もなく3年が経過をします。平成20年4月の市長選挙において、「地域格差のないバランスのとれた施策の実行」、「市民の声を大切にし、市民のだれもがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、多くの市民の皆様方からの御信任をいただき、本市二代目の市長に就任させていただきました。以来、約3年間、「市民のための市政の推進」を念頭に置き、「責任と実行力のある市政」、「説明責任を果たし市民ともに創造する市政」の実現に向け、全力を傾注してまいったところであります。とりわけ、私が政策マニフェストに掲げました「新交通システム（お太助ワゴン）」、「学力向上施策」、「市民総ヘルパー構想」等につきましては、皆様方の御協力のおかげで実施をすることができました。

また、前市長から引き継ぎを受けました「葬斎場の建設」、「し尿処理場の整備」、「統合給食センターの建設」、「雇用促進住宅の譲渡」、また市長就任以降に発生をいたしました経済危機に対する「景気・雇用対策」、「地球温暖化防止対策」、「学校耐震化対策」等々につきましても、解決または先行きに見通しが立ったものと思っております。このことはひとえに議員各位並びに市民の皆様方の深い御理解と御協力のたまものと、改めて敬意と感謝を表する次第であります。また、市役所の改革も職員の協力の下に進んでおります。平成22年度から民間活力の活用も含めた「第2次行政改革」に着手し、さらなる行政の効率化を図っておるところであります。職員数の計画的な削減、水道事業の包括民営化や学校給食調理業務・窓口業務の一部民間委託に向けた取り組み、また「行政評価システム」の構築や「人事評価システム」の試行導入など、この間のさまざまな取り組みにより職員の意識改革も進み、就任時と比較しますと市役所の評価、ひいては市政に対する信頼も高まってきているものと受けとめております。

また、この3年間市政運営の中で、今後より一層強力に推進しなければならない課題も見えてまいったところであります。それは、一つ、防災、防犯等安全・安心なまちづくり。一つ、少子高齢化による過疎・辺地地域の支援強化。一つ、情報格差解消に向けた地域情報化の推進。一つ、自助・共助・公助による「市民総ヘルパー構想」の推進。一つ、人口減対策と多文化共生社会の創造。一つ、保育環境の充実と子育て支援対策。一つ、学校規模適正化と教育環境の整備充実。一つ、地球温暖化防止など環境対策の強化などでございます。

本市を取り巻く状況は、今後一段と厳しい局面が続くものと認識しております。平成23年度の施策の推進に当たりましては、行政を取り巻く

厳しい社会経済情勢を踏まえながらも、このような課題について、引き続き、積極的に取り組んでまいり所存であります。私は平素から「政治は決断であり、結果責任である。」と考え、みずからの戒めとしてまいりました。もちろん、政治の分野においてもプロセスは大事ですが、何よりも責任を持って実行し、その結果を市民が評価する、これこそが政治の本質であると考えております。

平成23年度は、私の任期1期目のいわば集大成の年度であります。市政の推進に当たりましては、これまでの実績に甘んじることなく、また、市長就任時の初心を忘れることなく、常に市民生活の安定と向上を胸に刻みながら、市民の皆様からなお一層評価をしていただけるよう全力で取り組むとともに、市長としてリーダーシップを各般に渡り発揮してまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

引き続き、議員各位の御理解、御支援を心からお願い申し上げる次第であります。

次に、平成23年度当初予算の編成方針について御説明を申し上げます。現下の社会経済情勢における景気低迷を反映して、市税収の回復は見込めず、また、歳入一般財源の根幹をなす地方交付税についても非常に不透明な状況にあります。さらに、本市においては平成26年度から普通交付税の合併加算措置が段階的に縮減・廃止をされることを見込まれており、今後の行政運営は年を追うごとに厳しさをますますは必至と言わざるを得ません。

平成23年度当初予算の編成に当たりましては、限られた財源を有効かつ効率的に最大限活用することを基本に、本市を取り巻く雇用情勢、経済情勢にかんがみ、先の臨時議会で可決をいただきました緊急経済対策関連の補正予算と平成23年度当初予算を一体的にとらえ、市民生活の安定確保を最優先に予算編成に努めたところであります。

とりわけ、市民生活に必要な生活インフラとしての幹線道路網や上下水道の整備、光ファイバーによる高速情報通信基盤の整備、学校耐震化対策など緊急を要する事業、また在住外国人との「多文化共生社会の創造」に向けた対策、少子化に伴う子育て支援対策、「市民総ヘルパー構想」等による介護予防など高齢者対策、疾病予防等の健康づくり対策、障がい者の自立支援対策、人口減少に歯どめをかける若者定住促進対策、地球温暖化防止に向けた環境対策などに重点を置き、厳しい選択を通じて、市民の利便に資する事業を主体として予算措置を講じたところであります。議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力を切にお願いしたいと存じます。

その結果、平成23年度の当初予算規模は、一般会計223億9,390万円（対前年度比3.4%の減）であります。11の特別会計は、合計101億5,379万5,000円（対前年度比0.7%の増）であります。地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算の合計で5億2,980万2,000円（対前年度比6.9%の増）となりました。

一般会計の減につきましては、統合給食センター整備事業、し尿処理施設「安芸高田市清流園」建設事業などの大型事業が、平成22年度で完了したことが大きな要因でございます。また、特別会計の微増につきましては、介護保険事業特別会計における介護給付費の増によるものであります。水道会計の増につきましては、吉田町国司取水場ろ過施設更新事業の実施によるものであります。

本市が合併時に策定をいたしました「新市建設計画」も既に7年が経過し、また「総合計画」につきましても5年が経過をいたしました。いずれの計画においても、合併10年後にあたる平成26年度の人口指標を3万5,000人として策定されております。しかし、先に広島県が行った独自の推計によれば、本市の人口は平成27年には2万9,621人に、平成37年には2万5,730人まで減少すると予測をしております。目標に掲げた人口指標と大きく乖離する状況にあります。このため、「総合計画」の基本計画につきましても、平成23年度から後期計画期間の初年度にあたるため、今後の精緻な事業推進を図る観点から、本年3月末までに見直しを行ってまいりたいと考えております。それでは、施策の概要を「総合計画」に掲げる施策の体系に沿って、御説明を申し上げます。

まず、快適でにぎわいのあるまちづくりについてでございます。市役所に来庁されるすべての方々に「わかりやすく」、「使いやすく」、「心地よく」、そして「手続が早く終わる」そのような窓口を目指して、本年4月から「ワンストップ総合窓口」をオープンいたします。「ワンストップ総合窓口」とは、これまでの市民の皆様が用件ごとに窓口を移動しながら済ませていただいていたおりました手続を可能な限り、最初におかけをいただいた窓口カウンターですべてを済ませることを基本にしたサービスであります。あわせて、庁内の案内表示等も用件先などが一目瞭然にわかるよう改めるとともに、不案内な御来庁者には御用件をお聞きし、目的先への御案内や申請書の記入サポートなどを行う「フロア・マネジャー」も配置して、これまで以上に窓口サービスの向上に努めていきたいと思っております。支所及び支所周辺施設の有効活用につきましても、地域住民の利便性の向上とにぎわいの創出のため、公益性の高い団体等の支所への集積や地域住民の多様な活動の拠点として利活用策も検討してまいります。とりわけ、支所庁舎機能につきましては、情報セキュリティーに十分配慮した上で、効率的な維持管理ができるよう施設の整備改修または機能の転換等を計画的に実施してまいりたいと思っております。

次に、幹線道路網の整備についてでございます。県道改良につきましては、中断をしておりました一般県道、原田～吉田線のうち、未整備区間、印内～山部間2.7キロメートルの区間の改良が再開されることになりました。今後も広島県に対し、吉田～豊栄線、吉田～邑南線、広島～三次線とあわせ、未整備区間の改良と交通安全事業の早期整備に向け、強く働きかけてまいりたいと思っております。

地域高規格道路「東広島高田道路」につきましては、平成22年度に引

き続き、向原町正力地区の用地買収、物件補償を進めるとともに、吉田側の江の川橋梁下部工の着手に向けた事業推進に努めることとしております。主要市道の改良につきましては、国費事業による市場～宮之城線ほか、継続1路線と新規事業として林道入江～戸島線の開設事業に伴い、林道に接続する市道正力線の調査に着手してまいります。また、地方特定道路整備事業においては、沖之原線ほか、新規3路線及び高地～長屋線ほか、新規3路線等を予定しております。

また、渋滞緩和を図るための「国道54号可部バイパス」につきましては、残り3.7キロのうち、当面、大林工区（大林3丁目バス回転場まで）の2.2キロ区間については、平成25年度までに開通の見通しとなりました。残る区間を含め早期開通を関係機関と連携して、要望してまいりたいと思っております。

次に、公共交通体系の整備についてでございます。昨年10月に市内全域を対象として「お太助ワゴン」、「お太助バス」、「もやい便」、「友愛とろっこ便」の運行による「新交通システム」を整備いたしました。移動手段を持たないお年寄り等の移動を原則ドア・ツー・ドアの運行とし、市民の通院や買い物等の利便性の向上を図るものであります。さらなる利用拡大に向けて周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

次に、情報基盤の整備についてでございます。懸案になっております光ファイバーによる高速情報通信基盤の整備につきましては、既存の老朽化している有線放送・無線放送にかわる緊急告知機能のほか、将来的な見地から多様な利活用も視野に入れた基本計画の策定及び実施設計を平成23年度に行い、平成24年度に事業着手、平成25年度の事業完了を目指すことにしております。多額の費用を要しますが、今後の若者定住、企業誘致、防災対策には必要不可欠と考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、本年7月からはテレビ放送が「地上波デジタル放送」に完全移行いたします。デジタル放送難視聴地域の完全解消に向け、難視聴地域の共同受信施設の整備等について、引き続き、支援をしたまいりたいと思っております。

次に、安全なまちづくりの推進についてでございます。昨年、庄原市を襲った集中豪雨に見られるように、近年、全国各地でゲリラ的な集中豪雨による甚大な被害が発生しております。市消防本部・消防署と消防団の緊密な連携の下、災害時には万全の体制で対応するとともに、消防車両や消防分団詰所、防火水槽等についても計画的に整備をしてまいりたいと思っております。また消防本部においては、携帯電話やIP電話回線からの119番通報に対し、的確に発信地情報等が把握できる通信指令システムを整備し、初動体制の確立に万全を期してまいります。消防庁舎の耐震改修につきましても、平成23年度実施設計を行い、平成24年度に改修工事を予定しております。

また、地域における防災意識の高揚のため、地域振興会等を中心とし

た、自主防災組織の一層の設立を促進するとともに、災害資器材購入の支援や防災訓練等も協力して実施してまいります。とりわけ、平成23年度からは、消防団、自主防災組織と連携し、広く市民を対象にした消防防災行事「安芸高田消防・防災フェスタ」（仮称）を開催してまいりたいと思います。

次に、防災対策についてでございます。近年、凶悪な通り魔事件が頻繁に発生しております。従来にも増して、安芸高田警察署、防犯連合会並びに地域安全推進員とも緊密な連携を図りながら、防犯対策に努めてまいりたいと思います。また、地域における児童への登下校時の見守り活動を支援するとともに、平成23年度も青色回転灯車両による「安全・安心パトロール」を実施してまいります。防犯灯につきましても、犯罪抑止と地球温暖化防止の観点から、各地域の防犯灯のLED（発光ダイオード）化移行に対して、引き続き、助成してまいります。

次に、交通安全対策でございます。交通死亡事故ゼロを目指して、引き続き、安芸高田警察署並びに交通安全運動推進隊と連携し、街頭指導の強化などに努めてまいりたいと思います。また、高齢ドライバーによる事故が増加傾向にあることから、平成23年度から75歳以上の高齢ドライバーに対し、免許証の自主返納を促進するための助成事業を新規に行っております。

次に、生活環境の整備についてでございます。まず、住宅対策の充実であります。平成22年度に除却いたしました向原町市営向ヶ丘住宅跡地につきましては、平成23年度に子育て世帯や「婚活」を支援するための住宅団地として整備し、定住を図る事業の一環といたしたいと思います。また、国の方針により、既に廃止が決定している雇用促進住宅の扱いにつきましては、総合的な見地から市が取得して管理していくことを決定し、市内4団地のうち、既に吉田郡山宿舎、甲田宿舎、吉田宿舎を取得しておりますが、平成23年度は残る高宮宿舎の取得について、協議調整をすることとしております。

上水道の整備につきましては、簡易水道八千代供給区の給水能力確保のため、水量拡張事業及び水道管老朽化更新事業を継続して実施してまいります。また、新規事業として美土里町横田地区の簡易水道創設につきましては、昨年、地元水源の利用について了承を得ることができましたので、平成23年度は事業認可の申請を行うこととしております。あわせて、行政改革の見地から民間活力による水道事業の包括民営化に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。下水道事業につきましては、一層の水洗化率向上に向け、引き続き、吉田処理区の公共下水道事業並びに八千代処理区の特定環境保全公共下水道整備事業を推進するとともに、早期に全市的な水洗化を促進するため、平成22年度に見直しを行った「下水道全体計画」に基づき浄化槽整備を拡大推進することとしております。また、し尿処理施設「安芸高田清流園」につきましては、「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、汚泥再生処理センタ

一として、本年4月より本格稼働いたします。

次に、最も懸案でございました新葬斎場整備につきましては、地元をはじめ、関係各位の御理解と御協力により、平成23年度より本格的な建設に着手する運びとなりました。平成23年度に敷地造成及び本体工事に着手し、平成25年4月からの供用開始を予定しております。早期完成に向け鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

次に、心豊かで創造性に富んだまちづくりについてでございます。少子高齢化の進展により、葬祭行事など集落機能を維持することが困難な限界集落といわれる地域がふえております。協働のまちづくりや地域コミュニティ活動を推進する本市にとりましては、このような集落に対する支援も喫緊の課題と考えております。平成23年度は、地域振興会の活動やこうした集落への対策を検討するため、「まちづくり支援員」を配置し、支援体制の強化を図ってまいります。

男女共同参画の推進につきましては、条例制定後、平成21年9月に男女共同参画社会の実現を目指して、「都市宣言」を行ったところであります。男女がお互いの個性と能力を発揮でき、女性の社会参画が容易となる環境づくりに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

青少年健全育成につきましても、安芸高田市民会議をはじめとする関係機関・団体が連携して、青少年の健やかな育成を支援し、ネットワークの形成に努めてまいりたいと思っております。

次に、生涯学習の推進についてでございます。生涯学習の推進につきましては、向原地区の文化活動・生涯学習の拠点となる「向原生涯学習センター」（仮称）を整備するため、平成23年度は実施設計及び用地取得を行い、平成24年度に建設着手を予定しております。また、生涯学習の拠点となります中央図書館をはじめ市内6館の図書館整備につきましても、図書館が市民一人一人の自立を支えるための「知の拠点」という観点から計画的に充実してまいりたいと思っております。

文化の振興につきましても、市民文化センター「クリスタル・アージュ」を中心に、市内の文化施設を連携させ、文化芸術活動の支援や芸術鑑賞機会の充実を図ってまいります。

次に、学校教育の充実でございます。学校教育につきましては、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」のバランスのとれた児童生徒の育成のため、平成22年度に策定した「安芸高田市教育振興基本計画」に基づいた「安芸高田みつや協育」の推進に努めてまいります。また、本市独自の制度として平成22年度からすべての小学校3、4年生を対象に「学習補助員」を配置しておりますが、学習習慣の定着や学習意欲の向上、基礎学力の定着等に成果が認められております。引き続き、すべての小学校に学習補助員を配置し、きめ細やかな指導支援を行ってまいります。加えて、学校生活の入門期である小学校1年生や専門的な指導が必要な中学校へ、より丁寧な指導を実施するための学習補助員、非常勤講師の拡大配置を行い、さらなる指導体制の拡充整備を図ってまいります。ま

た、不登校や問題行動への対応につきましても、「家庭教育支援員」や「スクールカウンセラー」を配置し、未然防止、早期対応を図るとともに、適応指導教室につきましても指導員を増員し、児童生徒の学校復帰に向けて支援体制の充実を図ってまいりたいと思います。平成23年度は市内全小、中学校が少年自然の家を活用して、小学校5年生が3泊4日、中学校1年生が4泊5日以上の通学合宿を実施し、近年指摘されている子どもたちの体験不足による課題を補い、豊かな心の育成を図ってまいります。

国際理解教育につきましては、ALT（外国語指導助手）を保育所、幼稚園、小、中学校並びに市民を対象にする英会話教室に派遣をするとともに、中学生の海外派遣を実施し国際化時代に対応した教育の充実強化に努めてまいります。

次に、学校規模適正化の取り組みについてでございます。児童生徒数が減少し、小、中学校の過小規模化が拡大する中、平成21年度の「学校規模適正化委員会」からの答申を踏まえ、平成22年度に「学校規模適正化推進計画」を策定したところでございます。平成23年度からは、「教育効果を高め、将来展望に立った教育行政」を実現するため、保護者説明会等を開催いたし、小、中学校の適正な規模及び配置の取り組みに着手してまいりたいと思います。

学校耐震化対策につきましては、平成20年度から計画的に耐震第2次診断及び耐震補強工事を実施しておりますが、「学校規模適正化推進計画」との整合を図りながら推進をしてまいりたいと思います。

完全給食の実施につきましては、3,100食を供給する「安芸高田市給食センター」の完成により、本年4月より市立保育所、幼稚園及び小、中学校を対象とし、一部業務の民間委託による効率的な運用を図りながら、安全で安心な給食サービスを提供することとしております。

文化財の保護につきましては、4世紀後半の県内最古級の古墳として注目を浴びている甲田町の前方後円墳（甲立古墳）の試掘調査を、引き続き、平成23年度も実施し、規模・構造を確認後、国や県の史跡の指定に向けた取り組みを展開してまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、生涯スポーツの推進、スポーツイベントの充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの育成支援を図ってまいります。あわせて、本市に練習拠点を置く「サンフレッチェ広島」や湧永ハンドボール部「ワクナガ・レオリック」への支援をはじめ、アーチェリー、カヌー、BMX等、特色あるスポーツへの支援を推進してまいりたいと思います。また、サッカー協会がJクラブ（Jリーグチーム）と協同して開校を検討している「JFAサッカーアカデミー」の本市への招致について、「サンフレッチェ広島」とともに、調査研究を開始してまいりたいと思っております。

次に、人と環境に優しいまちづくりについてでございます。人権が大切にされる地域社会の創造を目指すため、本市が制定しております「人



権尊重のまちづくり条例」を基底に、人権啓発活動を積極的に推進してまいります。また、在住外国人も同じ地域の住民としてお互いに認めあい、ともに地域づくりを行うという理念の下に、平成23年度には「多文化共生社会の創造」に向けた「安芸高田市多文化共生推進プラン」の策定を行ってまいります。

次に、男女の交流についてであります。平成21年度に市内の独身者の「婚活」を支援するため、「結婚サポート事業」を創設いたしました。さまざまな交流イベントを通じて、既に3組の結婚が成立しております。ほかにも6組のカップルが結婚を前提とした交際に発展していると報告を受けております。非常に喜ばしく思っており、引き続き、コーディネーターと連携し、支援をしてまいりたいと思っております。

次に、保健・医療の充実であります。本市の健康づくりの指針である健康増進プラン「健康あきたかた21」に沿った取り組みを積極的に展開し、市民の健康づくりを推進してまいります。また、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJA吉田総合病院とも連携いたし、救急医療体制の整備や医師等の人材確保に向け取り組んでまいります。JA吉田総合病院の「休日・夜間救急診療所」の運営につきましても、引き続き、財政支援をしてまいりたいと思っております。

子どもの健康保持につきましては、少子化対策の一環として、乳幼児医療費の公費助成を平成21年度より小学校6年生までに拡充したところでございますが、引き続き、負担軽減を図ることとしております。

また、定期予防接種、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種につきましても、引き続き、全額公費助成をいたします。新型インフルエンザの予防接種費用や妊婦一般検診費用につきましても、引き続き、助成をすることとしております。

次に、障害者福祉の推進につきましては、「障害福祉計画」の見直しを行うとともに、障がい者の自立支援を目的に社会参加の促進を図るための支援を進めてまいります。また、平成23年度は重度障害者の外出を支援する観点から、昨年10月から市内全域において運行しているお太助ワゴンの利用が困難な方に対し、タクシー利用の助成を行う「お太助タクシーチケット交付事業」を新規に行うこととしております。

次に、高齢者福祉の充実であります。本市におきましても、毎年度、医療・介護に係る費用が増加をしております。高齢化が進む本市の福祉対策や医療・介護保険制度を将来にわたって持続させていくためには、これらに係る費用の抑制が必要と考えます。自助・共助・公助の精神による「市民総ヘルパー構想」を充実推進してまいりたいと考えております。この構想は、安心安全なまちづくりや自主防災の一翼を担うことも期待される所であり、広く市民に普及啓発をしてまいりたいと思っております。とりわけ、平成23年度は、広島県立大学の金子教授のお力添えをいただきながら、この構想の具体的な理念を明文化し、計画書として取りまとめるとともに今後の具体的な事業展開に結びつけてまいり

たいと考えております。

また、平成23年度は「高齢者福祉計画・第5次介護保険事業計画」の策定を予定しており、本市の今後の高齢者施策、介護保険施策に反映させてまいります。なお、地域密着型サービス事業の新規開設に当たりましては、先の12月定例会において、「安芸高田市福祉施設新設奨励条例」を制定し、民間事業者等の参入に対し、市独自の施策としての施設の新設奨励措置を講じることといたしております。

さて、子育て環境の充実につきましては、昨年のような異常猛暑にも対応できるよう保育環境を整備するため、先の「きめ細かな交付金」を活用して市内すべての保育所にエアコンを整備することといたしました。また、安芸高田市給食センター稼働に伴い、市立保育所の3歳以上の園児についても、別途委託方式により主食（米飯）の提供を実施し、均一化を図ってまいりたいと思っております。

老朽化が著しい「向原こぼと園」については、平成24年度の事業着手に向け、整備方針・運営手法等について具体的な検討を行ってまいりたいと思っております。あわせて、子育て支援のための保育環境の充実を目指す「認定こども園」の導入等、公立保育所の配置見直しの推進につきましても、現在、策定を進めております「公立保育所規模適正化推進計画」に基づき、今後、地域や保護者に対しての周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、必要時に子どもを一時的に預けることができる「ファミリー・サポート事業」につきましては、「24時間保育」の観点から、平成22年度に「宿泊預かり」を追加するなど充実を図ってまいりましたが、このサービスで対応できない病後児の一時預かりに対し、平成23年度は市社協吉田支所内に「病後時預かり施設」を新設し、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと思っております。また、放課後児童対策につきましても、児童館・児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図り、子育て家庭の支援を図ってまいりたいと思っております。

次に、環境保全対策についてでございます。地球温暖化防止の取り組みは、私たち一人一人が身近な問題として、真剣に取り組まなければなりません。現在、「環境基本条例」に基づき策定を進めております「環境基本計画」を指針として、地球温暖化防止の推進と環境保全に努めてまいりたいと思っております。平成22年度に新設いたしましたCO<sub>2</sub>削減に向けた「太陽光パネル発電システム」の助成制度も継続して実施してまいりたいと思っております。

資源リサイクルの取り組みにつきましては、平成21年度以降「リサイクル推進助成金」の引き上げや回収器具の無償配布による資源リサイクル活動を推進してまいりました。その結果、リサイクル組織も回収した資源ごみの総量も毎年増加しております。これらの取り組みを市内全域に拡大してまいりたいと思っております。また、不法投棄の防止を図るため、平成23年度においても「不法投棄防止巡回パトロール」を引き続き、実

施してまいりたいと思います。

次に、多彩な生産と交流のまちづくりについてでございます。まず、農林水産業の振興についてでございますが、APEC加盟国間での関税を原則的に100%撤廃するTPPへの加盟について、菅首相は1月4日の年頭記者会見において「本年6月をめどに判断する。」と明言をしておられます。TPPは、原則例外を認めない貿易自由化の協定であることから、米をはじめ、国内の農業・林業・漁業は壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。農業が基幹産業である本市といたしましては、今後、JA広島北部をはじめ、関係団体等とも緊密に連携し対応してまいりたいと思っております。

圃場整備事業につきましては、団体営甲田町深瀬地区、吉田桂地区、甲田町下甲立地区を継続して事業推進してまいります。

また、農道整備につきましては、平成20年度に新設いたしました「地域農道舗装リフレッシュ事業」に対する要望が依然として強いため、継続して実施をしてまいりたいと思います。

シカ、イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、引き続き、猟友会との連携により捕獲に努めてまいりたいと思います。なお、捕獲班の高齢化が顕著になりつつあるため、後継者育成の観点から狩猟免許取得につきましては、取得申請に必要な費用を助成してまいります。また、防護さく等の設置費用につきましても、効果的・効率的な取り組みになるよう集落単位での設置を推進してまいりたいと思っております。

野菜等の生産拡大につきましては、地産地消をより一層推進するとともに、産地化を図り、市内産直市をはじめ、安芸高田アグリフーズ(株)、また本年4月から本格稼働する安芸高田市給食センター等への集出荷体制を整備してまいります。そのため、JA広島北部との連携を密にし、給水・加温設備を持つパイプハウス施設を平成23年度に整備し、産地化と販路の拡大を図ってまいりたいと思います。あわせて、耕作放棄地の解消を目的に、新しい事業として「耕作放棄地解消モデル事業」を創設したところであります。

農業後継者の育成支援につきましては、市とJA広島北部が共同出資して造成する「農業後継者育成基金」により、安芸高田市内の高校卒業予定者、または本市に住所を有する28歳以下の青年で、将来、農業を職業にすることを目的に「広島県立農業技術大学校」への入学希望者に対し、学費等の全面的な支援と卒業後3年間の実務研修も支援してまいりたいと思っております。

次に、安芸高田市の出身者やゆかりのある方々、また応援をいただける方々に呼びかけ、「安芸高田市ふるさと応援の会」を平成23年度中に設立してまいりたいと思います。本市の特産品や温泉、神楽、歴史、文化、スポーツなど幅広い情報を広く市内外に発信する中で、本市の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。ぜひ、皆さんの応援をお願いしたいと思います。

また、「地域共創ビジネス支援事業」として安芸高田市のブランド商品開発、販路拡大等の事業につきましても、引き続き、支援をしてまいりたいと思っております。

次に、畜産振興につきましても、牛の異常出産防止のためのワクチン接種費用の一部を助成するなど畜産農家の支援を実施してまいります。

林業振興対策といたしましては、森林の有する多面的な機能が十分発揮できるよう、森林の計画的な整備に努めてまいります。また、「ひろしまの森づくり事業」を活用し、里山林整備や環境貢献林整備、間伐材利用対策事業などにも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。林道の新設改良につきましても、平成21年度より調査に着手した入江～戸島線開設事業は、平成22年度に地権者から施工同意を得られましたことから、平成23年度より実施設計及び一部工事に着手してまいりたいと思っております。

水産業につきましては、漁業協同組合等と連携をして、水産資源の維持増大及び水辺環境の保全に努めてまいりたいと思います。また、平成23年度は、水辺活用、河川愛護啓発のイベントを漁業組合及び国土交通省と協働して実施をすることとしております。

次に、商工業の振興についてでございます。雇用環境の悪化や景気の低迷、デフレ、円高等の影響により、商工業をとり巻く環境は非常に厳しいものがあります。とりわけ、喫緊の課題である新規卒業者をはじめとする雇用の確保に向け、地元企業への訪問など、ハローワークをはじめとする関係機関と連携してまいりたいと思います。また、平成23年度は卒業後、進学などで市外に転出する若者に対して市内企業の就職情報やUターンのための情報を新規に提供してまいりたいと思っております。企業誘致の促進につきましても、平成22年度に大手農機具販売メーカーである「中国クボタ」の本社機能の移転に伴う本市への進出が決定をいたし、本年7月から本格稼働する予定でございます。今後も広島県と連携し、景気が低迷する中ではありますが、根気強く企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光・交流につきましては、平成23年度新たな取り組みとして、本市の伝統芸能である神楽と毛利元就を中心とした「未来創造事業」により幅広く市内外に情報発信してまいりたいと考えております。また、市内の全産業による異業種交流と地域内消費市場の最大活用をテーマに商工会を中心に開催予定の「安芸高田市産業フェア」（仮称）についても新規に支援をしてまいりたいと思います。

本市と姉妹都市を提携しております防府市との交流につきましては、姉妹都市提携40周年の記念すべき年にあたることから、神楽記念公演等による交流を継続してまいります。

次に、土師ダム周辺整備につきましては、安芸高田市を代表する憩いの空間として再生整備を進め、市の活性化を目指したいと考えております。具体的には、老朽化した土師ダムサイクリング・ターミナルの建て

かえに向け実施設計に着手してまいりたいと思っております。

以上、平成23年度予算の編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を述べ、施策方針とさせていただきます。何とぞ、慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって施政方針を終わります。  
この際、11時50分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時34分 休憩

午前 11時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
ここで先ほど設置されました予算常任委員会並びに決算常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので御報告をいたします。  
予算常任委員会委員長に赤川三郎君、同副委員長に水戸眞悟君、決算常任委員会委員長に亀岡等君、同副委員長に児玉史則君、以上でございます。  
この際13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 日程第8 議案第37号 平成23年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第9 議案第38号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第39号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第40号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第41号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第13 議案第42号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第43号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第44号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第45号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第46号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第47号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第48号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第20 議案第49号 平成23年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
日程第8、議案第37号「平成23年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第20、議案第49号「平成23年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで13件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第37号から議案第49号までの提案理由について、一括して説明いたします。

まず、議案第37号「平成23年度安芸高田市一般会計予算」については、予算の総額を歳入歳出それぞれ223億9,390万円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を41億270万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を40億円と定めるものでございます。

次に、議案第38号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,385万2,000円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

次に、議案第39号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億360万9,000円とするものでございます。

次に、議案第40号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,256万2,000円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第41号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,415万8,000円とするものでございます。また一時借入金につきましては、借入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第42号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,924万4,000円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を1億3,140万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、議案第43号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,650万2,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を8,230万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第44号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,538万2,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を5,560万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第45号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,710万7,000円とするもの

でございます。地方債につきましては、その借入限度額を1,950万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第46号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,010万6,000円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

次に、議案第47号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,686万3,000円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を2,000万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第48号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,441万円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

最後に、議案第49号「平成23年度安芸高田市水道事業会計予算」でございますが、予算第3条は水道事業の経営活動に伴い、発生が予定される収益とこれに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の予定額を2億6,210万8,000円とするものであります。予算第4条は施設の整備、拡充等の建設開業費と建設開業に要する資金の予定額で資本的収入の予定額を1億6,802万5,000円、資本的支出の予定額を2億6,769万4,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額9,966万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額786万円、当年度分損益勘定留保資金8,027万6,000円、及び建設開業積立金1,153万3,000円で補てんするものでございます。予算第5条に定めます企業債の限度額を9,550万円とし、予算第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。次に、予算第7条、第8条の予算の流用については企業経営の効率的運営のため収益的支出と資本的支出の間においては相互に流用することはできませんが、各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員給与費については他の経費との間で流用ができないことを定めるものでございます。

以上、議案第37号から議案第49号まで一括して提案理由を御説明いたしました。慎重に審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。それでは質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 議案第37号の一般会計につきまして、2、3お伺いいたします。歳入の

うち交付税の関係でございますが、これにおいては現在最終的な形での地方改正が通っていない現状にあらうかと思えます。つきましては、国のほうでは17兆3,734億円と定める地方交付税のうち、法定のうちで決まっておりますのが大体11兆円といわれてるかと思えますが、その関係について当年度の予算書については交付税の関係がどういった形で算入されているのか、そこら辺についての御説明をお願いしたいと思います。

2点目は、今話題になっております子ども手当の問題でございます。これも法的な整備がまだ完全に行われていないと思えますが、当年度予算の関係では上がってきております。そこら辺についての今後の経過についてどういうふうになっているのか、以上、2点をお聞きしたいと思います。

○藤井議長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

行政経営課長 武岡隆文君。

○武岡行政経営課長 　お尋ねの歳入の関係の交付税の件でございます。御承知いただきますように、先ほど議員が御指摘のように、平成23年度の地方財政計画におきまして地方交付税につきましては、昨年度よりも約5,000億円積み増しをした総額17兆4,000億円ということで予算計上をされております。こういった中で特に地方の財源不足の状況を踏まえた昨年度地方活性化、雇用等対策費等を措置を約9,800億円の措置をされましたが、それにさらに積み増しをしていただいております。そういった状況の中で本市におきましては、ほぼ前年並みの交付税の措置をさせていただいておりますが、普通交付税と特別交付税の交付割合というものが平成23年度より2年間で現在94%が普通交付税で6%が特別交付税ということでございますが、今年度から2年間で2%組み換えを行うと、平成23年度においては、普通交付税が95%、特別交付税が5%でございます。来年度96%、4%となるわけでございますが、そういった関係の中で今年度普通交付税におきましてもそういった組み換えの部分も配慮いたしたところでございます。

以上であります。

○藤井議長 　　引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 　子ども手当の関係でございますが、議員御指摘のとおり国の動向についてはまだ不透明でございますが、政府の法律案ということで予算を組ませていただいております。3歳未満児の子どもにつきましては、月額1万3,000円から2万円ということで、3歳以上から中学校終了前までは子ども一人当たり1万3,000円の手当ということで予算を計上させていただいております。

○藤井議長 　　以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 　　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。



お諮りいたします。本案13件については、予算常任委員会に付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本案13件については、予算常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第16号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第17号 安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第20号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第21号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第25 議案第22号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第21、議案第16号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件から、日程第25、議案第22号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件まで5件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第16号、議案第17号及び議案第20号から議案第22号の計5議案につきまして、一括して提案の理由を御説明いたします。

まず、議案第16号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、児童福祉法第6条の2、第2項の規定に基づき、子育て支援を目的に市が設置している施設の所在地について移転等による実態との整合性を図るため、当該条例の別表に規定している施設の位置を改めるものでございます。

次に、議案第17号「安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、可愛振興センターの竣工に伴い、吉田老人憩いの家の機能を可愛振興センターへ移行させることにより吉田老人憩いの家を廃止し、当該条例から吉田老人憩いの家に係る規定を削除するものでございます。

次に、議案第20号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は安芸高田市公民館のうち八千代公民館ほか2施設を廃止し、合わせて休館日等を統一するよう改めるものでございます。

次に、議案第21号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、安芸高田市社会体育施設のうち吉田武道館ほか1施設を学校教育施設に所管がえするとともに、安芸高田市向原運動広場設置及び管理条例の規定内容を安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例に含め一元化するものでございます。なお、

このことにより現行の安芸高田市向原運動広場設置及び管理条例は廃止するものでございます。

次に、議案第22号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、安芸高田市民プールのうち甲田、小原プールほか2施設を学校教育施設に所管がえし、また向原、有保プールほか5施設を廃止しようとするものであります。

以上、5議案について一括して提案の理由を説明いたしました。各議案とも慎重に御審議を下さり、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより一括質疑に入ります。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。
19番 塚本近君。
- 塚本議員 議案第22号、プールの施設の廃止ということでしたが、この9施設の今後の利用あるいは撤去、この点についてはどのように今後考えておられるのか、計画についてお伺いをいたします。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 田丸孝二君。
- 田丸教育次長 ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。廃止をしますプールにつきましては、基本的にはそのまま放置をしておくということにはならないということで、解体撤去ということが原則になってくるだろうと考えております。ただ財政的な問題等がございますので、市長部局のほうとしっかりした協議をさせていただいて整理をしていきたいというふうに考えております。
以上であります。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
19番 塚本近君。
- 塚本議員 財政上の問題ということもありましたけれども、そうは言っても今のままで放置しておくということになりますと、やっぱり危険性もあります。そこらのところの配慮も十分していただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 田丸孝二君。
- 田丸教育次長 議員御指摘のとおり、現状のまま放置をしておきますとプールの中に水もたまり悪水になる。さらに子どもたちがその中に落ちるというふうな危険性もございますので、その点を十分考慮しながら事業を進めてまいりたいと思います。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案5件については、お手元の付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第13号 安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第27 議案第18号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第19号 安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第26、議案第13号「安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第28、議案第19号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」の件まで3件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第13号、議案第18号及び議案第19号の3議案について、一括して提案理由の説明をいたします。

まず、議案第13号「安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は当該施設の管理形態を見直し、平成23年度から指定管理者制度を導入いたしたく当該施設の管理者を指定管理者と定めるものでございます。

次に、議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、安芸高田市甲田町高田原に設置をしておりました高田原ふれあい農園について土地所有者へ当該土地を返還したことに伴い、高田原ふれあい農園を廃止し当該条例から高田原ふれあい農園にかかる規定を削除するものでございます。

最後に、議案第19号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、安芸高田清流園の改築更新に伴い、し尿処理場において処理するし尿及び浄化槽汚泥の量を1日につき50キロリットルから76キロリットルに改めるものでございます。合わせてし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬車の最大積載量7.2キロリットルを追加しその使用料の額を2,626円とするものであります。

以上、3議案について一括して提案理由の説明をいたしました。各議案とも慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしく願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案3件については、お手元の付託表のとおり産業建設常任委員会に

付託して審議することにいたします。



- 日程第29 議案第8号 安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例
- 日程第30 議案第9号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第10号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第11号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第12号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第14号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第15号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第29、議案第8号「安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例」の件から、日程第35、議案第15号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件まで7件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号から議案第12号、議案第14号及び議案第15号の計7議案について、一括して提案理由の御説明をいたします。

まず、議案第8号「安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例」でございますが、本案は、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域振興推進員を設置し住民自治活動の拡充を行ってまいりましたが、市内全域に32の地域振興組織が設置され組織設立の拡充は終えんしたため、地域振興推進員を廃止するものであります。

次に、議案第9号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は来年度から本格稼働する給食センターの所長を非常勤の特別職とし月額報酬を19万円とするものであります。また、地域振興推進員については、先の議案第8号で提案をしております安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例に基づき削除するものであります。

次に、議案第10号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、派遣することができるとされている団体の解散による削除及び派遣職員の給与に関する既定の一部を改正したいとするものでございます。

次に、議案第11号「安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、老人保健制度が後期高齢者医療制度にとって変わったことに伴い、平成22年度をもって老人保健特別会計を廃止し、当該会計名を削除するものでございます。

次に、議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を

改正する条例」でございますが、本案は、昨年12月に吉田町山手に竣工いたしました可愛振興センターを当該条例に加え、設置及び管理運営にかかる規定を定めるとともに、このたび新たに指定管理者制度を導入したいとする郷野コミュニティ集会所ほか3施設の利用料金を新たに定めるものでございます。

次に、議案第14号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」でございますが、本案は、郷野地区コミュニティ集会所ほか37施設について安芸高田市の公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例の規定により指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、指定期間については施設の設置目的や特性、またこの間の管理運営状況を総合的に検証し判断したものでございます。

次に、議案第15号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」でございますが、本案は、安芸高田市消防団再編計画に基づき整備する美土里方面隊第1分団の消防団詰所について、コミュニティ消防センターとして位置づけ、市として消防団の諸活動に活用しながら必要に応じて地域の皆さんと共有し、地域コミュニティの増進を図ることを目的として当該条例に施設名等を追加するものでございます。また、同時に既に同じ目的で整備されている吉田方面隊の各分団の詰所と名称の違いをわかりやすくするため、吉田方面隊の名所をそれぞれ追記し変更するものでございます。

以上、7議案について一括して提案の説明をいたしました。各議案とも慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。本案7件については、お手元の付託表のとおり総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第23号 工事請負契約の変更について

【安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事】

○藤井議長 日程第36、議案第23号「工事請負契約の変更について【安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第23号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。本案は、平成22年議案第71号により議決を得た安芸高田市立吉田

中学校耐震改修工事の請負契約について工事内容の変更により、契約金額3億5,595万円を1,123万5,000円増額し、3億6,718万5,000円に変更することについて議会の議決を求めるものでございます。慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 それでは、議案第23号につきまして要点の御説明を申し上げたいと思います。

契約金額を1,123万5,000円増額させていただきまして3億6,718万5,000円に追加をお願いするものでございます。吉田中学校の校舎の耐震改修工事につきましては、工事もいよいよ最終の段階に入ってきました。このことによりまして、最後の変更契約をさせていただきたいということでございます。

資料をお配りしておりますけれども、1ページをはぐっていただきたいと思えます。この変更の大きな工事の部分でございますけれども、建築工事のうちの外部改修工事の増をさせていただきたいということでございます。一つは、足場等を組みまして細部調査をしました結果、いわゆる外壁の劣化が非常に著しくクラック等が相当入っているのが確認できました。これの補修をさせていただくと同時に、外壁の塗装を合わせて行うということでの増でございます。

もう一点は、屋上の防水の改修工事でございます。これも当初はこのまま使っていけばということ考えておりましたけれども壁面の両方のシートをはぐってチェックしてみますと相当劣化をした部分がございます。お手元に写真等で枠を作って一応表示をしておりますけれども、そういったところが、今後、さらに劣化が進んで漏水をするという可能性が高いということが判明をいたしましたので、あわせて今回追加をさせていただければということでございます。そのほか、老朽化した校舎でございますので大規模な改修工事を行っておりますとどうしても追加なり変更した部分が出てまいりまして、先ほど申し上げましたように1,000万円余りの追加をお願いするということでございます。

以上であります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 山本優君。

○山本議員 1,000何百万の追加工事になっておりますが、今次長の説明によりまして、クラックが相当発見されたということでございますが、これは最初から工事を発注する前に調査の段階でわかってたんじゃないかと思うんです。それが後からクラックがたくさんあったから補修工事でも追加工事をお願いしたというのはちょっと私には納得いかないんですが、最初の設計の段階ではそれはわからなかったのでしょうか。

- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 田丸孝二君。
- 田丸教育次長 当初の設計の段階では、今も少し一部露出しておりますので御理解いただけたと思いますが、大きな枠を壁面に作って、いわゆる耐震をするようにしておりました。そこにつきましては、当然、工事にかかわってまいりますのでクラックの補修であったり、塗装というものを想定しておりましたけれども、それ以外のところについては現況のものということで、当初設計をしておりました。このたび、足場を組みましてそういったところを詳細にチェックをした結果、こうしたクラックなりが相当多数発生をしているということが細かく判明をいたしましたので、それに伴って補正をお願いするというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第23号「工事請負契約の変更について【安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事】」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第24号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）

- 藤井議長 日程第37、議案第24号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第24号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」についての提案理由の御説明をいたします。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,012万2,000円を減額し、予算の総額を245億9,905万1,000円とするものでございます。  
歳入につきましては、地方消費税交付金2,013万3,000円、地方特例交付金923万2,000円、分担金及び負担金527万6,000円、使用料及び手数料

296万7,000円、財産収入186万6,000円、寄附金180万2,000円、繰入金170万3,000円をそれぞれ追加をし、国庫支出金2億694万6,000円、県支出金5,550万8,000円、諸収入4,344万7,000円、市債1億6,720万円をそれぞれ減額をするものでございます。歳出につきましては、議会費425万6,000円、総務費4,453万7,000円、民生費1億896万5,000円、衛生費6,924万6,000円、農林水産業費4,056万6,000円、商工費696万5,000円、土木費3,212万7,000円、消防費2,761万3,000円、教育費574万4,000円、災害復旧費5,115万8,000円、交際費3,894万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる事業費として12億8,126万9,000円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を44億5,380万円と定めるものでございます。以上、慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第24号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」について、要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末を迎え事業費の確定等に伴う予算調整、計数整理がほとんどでございます。それでは、補正予算書の10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款の地方消費税交付金2,013万3,000円の増額は交付金の確定によるものでございます。

9款の地方特例交付金、1項の地方特例交付金2,771万7,000円の増額、及び2項の減収補てん特例交付金1,848万5,000円の減額につきましても同様に交付金の確定に伴うものでございます。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金815万6,000円の減額は事業量の確定に伴い、基盤整備事業費分担金を212万1,000円、農地及び農業用施設災害復旧事業費分担金を605万円1,000円それぞれ減額し、治山事業分担金を1万6,000円増額するものでございます。2項の負担金1,343万2,000円の増額は児童館保護者負担金74万円の減額と広域入所運営費他市町村負担金1,417万2,000円を増額するものでございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料236万7,000円の増額はし尿処理施設使用料36万7,000円、青少年教育施設使用料200万円をそれぞれ増額するものでございます。2項の手数料60万円の増額は滞納繰越分のし尿処理手数料の増額でございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金7,123万円2,000円の減額は事務事業の執行見込みに伴う児童福祉費負担金3,224万5,000円の減額と生活保護費負担金413万4,000円の増額、及び12ページ、13ページをお願いい



たします。事業費の確定に伴う土木災害復旧事業費負担金4,312万1,000円の減額でございます。2項の国庫補助金1億3,571万4,000円の減額は事務事業の執行見込みに伴う予算調整で地域情報通信基盤整備推進交付金6,244万5,000円、及び、小学校及び中学校にかかる安全安心な学校づくり交付金合わせて5,897万8,000円の減額が主なものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金1,754万4,000円の減額、及び2項の県補助金3,106万4,000円の減額、14、15ページになります。3項委託金690万円の減額はいずれも事務事業の執行見込みに伴う予算調整でございます。

16款の財産収入186万6,000円の増額は基金運用利子の増でございます。

17款寄附金180万2,000円の増額はふるさと応援寄附金の増が主なものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。18款繰入金170万3,000円の増額は老人保健特別会計の廃止に伴う繰入金と地域振興基金の利子相当額の繰入金でございます。

20款の諸収入、2項の市預金利子312万2,000円の増額は歳計現金の預金利子の増でございます、5項の雑入4,656万9,000円の減額は雑入の予算調整で農業育成者支援負担金2,000万円と公営住宅譲渡収入570万円の減額が主なものでございます。

21款の市債は総額で1億6,720万円の減額で、18、19ページをお願いいたします。総務債以下、災害復旧債までそれぞれの事業執行見込み額に伴う起債の調整でございます。

続きまして、歳出でございます。20、21ページをお願いいたします。

歳出につきましてもほとんどの費目が減額となっておりますが、主には事務事業費の確定及び執行見込みによる予算の調整でございます。款ごとに増減額の大きな事業のみ御説明を申し上げます。

1款の会議費425万6,000円の減額は事務事業の執行見込みに伴うものでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費は総額で4,252万3,000円の減額でございます。22、23ページをお願いいたします。6目の基金管理費は5,522万9,000円の増額で財政調整基金積立金5,979万6,000円の増額、農業後継者育成基金2,000万円の減額が主なものでございます。7目の企画費2,019万4,000円の減額につきましては、事務事業の執行見込みに伴う調整と費目及び財源の組み換えでございます。主なものは、24ページと25ページになります。主なものは、葬斎場施設整備事業費の調査設計委託料1,897万4,000円の減額でございます。26ページと27ページをお願いいたします。11目の行政情報処理費7,850万6,000円の減額は地上波デジタル放送共聴施設改修補助金の減が主なものでございます。2項の徴税費、3項の戸籍住民基本台帳費、及び6項の監査委員費はいずれも事務事業の執行見込みに伴う調整でございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費は8,036万1,000円の減額でございます。

主なものは、1目の社会福祉総務費、28、29ページに移ります。国民健康保険特別会計繰出金が2,999万円の増額、及び3目の老人福祉費の後期高齢者医療事業費7,805万7,000円の減額。30、31ページをお願いいたします。また、後期高齢者医療特別会計繰出金1,793万円の減額が主な内容でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。2項の児童福祉費は2,860万円4,000円の減額でございます。主なものは、2目保育所費のうち公立保育所管理運営費が1,283万5,000円の増額で、職員の病休期間の延長及び居残り保育等に対応するための非常勤職員報酬を増額するものでございます。34ページ、35ページをお願いいたします。6目の子ども手当費3,490万5,000円の減額が主なものでございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費は4,588万4,000円の減額で、主なものは4目の環境衛生費4,488万9,000円の減額で、次の36、37ページに移ります。浄化槽設置整備事業費1,404万円、浄化槽整備事業特別会計繰出金を911万9,000円、簡易水道事業特別会計繰出金を1,788万6,000円それぞれ減額をするものでございます。2項の清掃費は2,336万2,000円の減額で、2目のし尿処理費のうち清流園管理運営事業費の減額が主なものでございます。

次の38、39ページをお願いいたします。6款の農林水産業費4,056万6,000円の減額でございます。主なものにつきましては、1項の農業費、3目の農業振興費2,180万3,000円の減額は集落営農支援事業費が609万1,000円の増、40ページ、41ページをお願いいたします。中段のほうになりますが、地産地消推進事業費2,161万円3,000円の減額が主なものでございます。次に42ページ、43ページをお願いいたします。2項の林業費は956万6,000円の減額で、次の44ページ、45ページになります。2目の林業振興費のうちひろしまの森づくり事業費570万円の減額、及び分収造林事業費の492万円の減額が主なものでございます。

次の46ページ、47ページをお願いいたします。7款の商工費696万5,000円の減額で主なものにつきましては、2目の商工業振興費の企業立地推進事業費685万3,000円の減額が主なものでございます。

次の48ページ、49ページをお願いいたします。8款の土木費は3,212万7,000円の減額でございます。2項の道路橋梁費、2目の道路維持費6,095万円の増額は大雪による市道県道の除雪業務委託料の増が主なものでございます。3目の道路新設改良費2,421万6,000円の減額でございますが、次の50ページ、51ページをお願いいたします。市道改良事業費、及び県営事業分担金事業費の減額が主なものでございます。4項の都市計画費4,934万7,000円の減額は、次の52、53ページをお願いいたします。2目の公共下水道費の公共下水道事業特別会計、及び特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の減額が主なものでございます。5項の住宅費は1,552万5,000円の減額で、主なものは3目住宅建設費の工事請負費と補償金の減額が主なものでございます。

9款の消防費は2,761万3,000円の減額で、次の54ページをお願いいたします。2目の非常備消防費1,520万円の減額で、消防団員の退職見込み数の減による退職報償金の減額が主なものでございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。次に10款の教育費は574万4,000円の減額で事務事業の執行見込みに伴う調整と財源組みかえが主なものでございます。内容でございますが、60ページ、61ページをお願いいたします。5項の社会教育費、8目の国際交流事業費155万5,000円の減額、及び次のページになります、62、63ページでございます。9目の文化芸術振興費254万7,000円の減額が主なものでございます。次に64ページ、65ページをお願いいたします。6項の保健体育費416万6,000円の減額につきましては、1目の保健体育総務費161万8,000円の減額、及び3目の学校給食費171万7,000円の減額が主なものでございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。11款の災害復旧費5,115万8,000円の減額は事業費の確定に伴う減額でございます。

12款の公債費3,894万5,000円の減額は事業費の繰り越し等に伴う借入金の償還利子見込み額の減額が主なものでございます。

4ページにお戻りをお願いいたします。4ページの繰越明許費の補正でございます。2款の総務費、給食センター整備事業以下19事業合わせて12億8,126万9,000円を限度とする繰越明許費の補正を行うものでございます。

次に、5ページの地方債補正でございますが、総務事業債を4,160万円減額して3億2,460万円に、民生事業債を370万円減額して5,130万円に、衛生事業債を7,060万円減額して10億7,990万円に、農林水産事業債を130万円減額して3,200万円に、土木事業債を2,790万円減額して1億1,370万円に、消防事業債を550万円減額して5,120万円に、教育事業債を5,240万円増額して12億5,250万円に、特別会計繰出債を2,750万円減額して1億2,580万円に、災害復旧事業債を4,150万円減額して8,260万円とし、補正後の借入限度額を44億5,380万円とするものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
この際、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番 山本優君。

○山本議員 45ページの有害鳥獣対策事業費の委託費がまた206万6,000円増えてますね。ということは、またあれから相当しつぽがでてきたということでしょうか。

- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
産業振興部長 大野逸夫君。
- 大野産業振興部長 45ページの有害鳥獣対策の関係でございます。平成22年度の安芸高田市に割り当てを受けております捕獲の相当数は、イノシシが1,030頭、シカが1,920頭、加えて果樹等に来ますカラス、あるいは加えて猿やサギ、野犬等の捕獲の委託料を新たに追加したものでございまして、これで市に割り当てをいただいた総額がクリアできると思ひ、今回206万6,000円を追加計上いたすものでございます。よろしくお願ひいたします。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
10番 山本優君。
- 山本議員 クリアできるという意味がよくわからんのですが、当初やっぱりシカとイノシシで当初予算して800万円でしたかね。何か組んであったと思うんですが、後カラスとか何かの分も全部加えてそれだけの予算をとってたんじゃないかと思うんですが、このクリアできるかという意義がちょっとよくわからんのですが。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
産業振興部長 大野逸夫君。
- 大野産業振興部長 とりわけ果樹等に野鳥が来るということから、指示書をいただいてカラス等については捕獲を携わるということになります。従ってその指示の総額からこの206万6,000円で年間の捕獲の頭端数に該当する額が対応できるということでございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
1番 前重昌敬君。
- 前重議員 1番、前重でございます。今回のこの補正4億3,000万円何がしかの減額ということで、私が一般市民としてこういう数字を見させてもらう中で、まずもって繰越明許費のこの12億8,126万9,000円というものが上がっております。その中を分けて考えてみるからには、やはり災害等そうしたものがきているかなと考えます。そういった中を考える中で、具体的にこうした形が繰り越しになるということになると職員間の書類等の形が間に合うのか、またそういう事業的な関係で補正、特に部長が言われた予算の調整と計数整理ということでは、ただそれで具体的に中を市民に対して私が帰って説明をするときに、これでまかり通るのかなというところで若干そうしたところの、そういう災害等が今回多く発生したというものの理解はできるんですが、そうしたところを若干具体的に少し教えていただければと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。
- 清水総務企画部長 まず、4ページの繰越明許費の補正の関係につきましては、金額的にはかなり1件当たりでも2億、3億の繰り越しの明許ですね、計上させて

いただいておりますという状況にあります。特に大きなものにつきましては、地域情報化推進事業の2億3,700万円については、これは国の補助金を受けて事業実施してきておるところですが、全国的に、ことしの7月を目標に事業実施が全国的に行われておるということで、共聴工事の関係の資器材に不足が全国的に起きているということで、全国的にこういった事業がおくれている中で本市もこういった繰り越しをせざるを得ないという状況に至っておりますという状況がございます。そのほかにつきましては、事業の地元との協議の中でそういった一つのスケジュール調整で翌年度へ繰り越して事業実施していくというようなものもございますし、事業年度の工期に補助金が追加割り当てを受けて事業実施をしていくというようなこともこの中に入っております。また災害につきましては、基本的には3年で復旧を実施するわけでございますけれども、実質は近年の状況で見ますと、1年で予算を受けて繰り越しをして実施をしていくというような一つの事務処理をしておりますので、こういった災害についてはそういう状況の中で繰り越しをさせていただいたというような状況でございますので御理解をお願いいたします。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
7番 先川和幸君。
- 先川議員 7番です。35ページの子ども手当の支給に要する経費のところでは3,490万5,000円減額になっておりますが、この理由をお願いいたします。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
福祉保健部長 重本邦明君。
- 重本福祉保健部長 子ども手当の補助費3,500万円の減でございますが、当初ゼロ歳から14歳中学3年まで3,640人で計上いたしておりましたが、3,416人で申請確定をいたし224名の減額というもので、その差は主なものが国家公務員とか県とか他の市町なり警察官、教員等ということで224名の差が出てまいりまして、これも申請していただかないとわからないもので、公務員につきましては、その所属庁のほうから支給ということでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
1番 前重昌敬君。
- 前重議員 ちょっと最後に1点だけ、55ページの消防費、非常備消防費ということで消防団員の退職補償金はこれが1,500万円の減ということで、大体私らが消防団に入らせていただいておりますが、大体退職する形はある程度見える形になるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。
- 清水総務企画部長 この非常備消防費の退職補償金につきましては、消防団員の団員の方が団を退職されるにあたって勤務年数に応じて報奨金を支払うという制

度の内容のものでございます。当初2,500万円を計上させていただいておまして、これもあくまでも当初推計の中で予算計上をさせていただいております。大体、年度当初こういった状況で予算計上をさせていただいて、できるだけ団員の皆さんの交代を少なくしていただくように各方面隊長さんのほうへのお願いをさせていただいておるということで、今年につきましては約1,000万円の退職報償金で清算ができたということの内容で今回金額的には1,500万円の減額ということでございますが、そういった状況でございますので御理解をお願いしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 51ページの市道改良事業の中で工事請負費が994万4,000円の減額になっておるんですが、工事の内容によってそういうふうになったのかわからんのですが、ちょっと額が多いものでどういうことか詳細に説明をお願いできればと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 ただいまの御質問でございますが、市道改良につきましては、国庫補助事業で市場宮ノ城線でありますとか勝田根之谷線それから地方特定事業、単独事業ということで高地長屋線でありますとか一本木小山線、そのほか工事をしておりますが、それらの精算によりましてこの減額になっております。それではなぜ減額せずにもっと延長を延ばしたらという意味のことであろうかと思いますが、やはりある程度設計をして今年度これをやっていこうという中で調整をしております関係で、例えば高地長屋線でありますとかこの改良が対照的な改良でございます。その間で土の出し入れの関係でありますとか、やはりその場所場所によって工事を延ばす場合と延ばされない場合がございますので、その調整によりまして今回の補正と精算見込みということでこのようになっております。御理解いただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 理解はするんですが、何分にも1,000万円近いお金が余ってるわけですよ。ということは、これが流用できるかできないかというのは私もよくわからんのですが、そこらあたりのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。まだまだ市道の悪いところはようけあるんですね。そういうところも直せるものであれば直していただきたいというのが私の思いでありますので、そこらあたりの考えを少しお聞かせください。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 この予算にあります51ページの市道改良につきましては、国庫補助事業と起債事業の地方特定事業ということで挙げおります。今御質問の件

につきましては、市道維持のほうでありますとか、そのほか今年度でありますけれどもきめ細かな交付金でありますとか、そういったもので対応させてもらいたいと思っております。これはいわゆる長期計画言いますか、計画に基づいて実施しておる路線をこの予算で挙げておるということで御理解をいただきたいと思えます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員

41ページの地産地消推進事業費のうちの単独補助の生産・流通・加工業連携販路開拓事業補助金が1,944万3,000円の減額となっておりますが、これは地産地消推進事業における事業の参加というか、この事業に対してそういった取り組みをされたことが減ったということで減額になったととらえていいのでしょうか、質問いたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長

今回平成22年度におきまして、JA広島北部鳥信において野菜の集出荷施設が完了いたしました。現地野菜の総合集出荷場ということで完了したわけでございます。この中に生産・流通・加工の関係の地域ネットワーク構築をするということで要冷庫や野菜の包装機、それからプリンター、また重量選別機等整備したものでございます。当初8,700万円の予算を計上いたしておりまして、最終的に6,738万7,000円の入札をし確定をしたということで、入札残1,944万3,000円を減額したものでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員

入札残ということで理解はしましたが、新年度予算の話をしていいのかわかりませんが、また今年度新規事業で同じ事業が出てるんですが、ここらあたりは入札残で残ったということなんで理解はできるんですが、しっかりこれを有効活用していくというお考えでの予算ととらえてよろしいでしょうか。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長

平成22年度においてこの事業につきましては、国や県の補助あるいは市の補助を充当してこの流通・加工業の事業を展開してまいりました。また平成23年度につきましては、新たにハウスの設置ということで、これは平成23年度予算で御説明をしたいと思えますが、年度ごとに国や県の補助を受けて新たな事業を平成23年度においては展開をしたいと考えております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

5番 和田一雄君。

- 和田議員 5番、和田一雄です。45ページのひろしまの森づくり事業、施政方針で市長も言われておりましたが、森林の整備ということでこれ570万円の減となっておりますが、これの減の理由を説明していただきたいと思  
います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
産業振興部長 大野逸夫君。
- 大野産業振興部長 ひろしまの森づくり事業につきましては、500円の県民税均等割をい  
ただいて事業展開をするものでございまして、市町の森林の面積に対し  
て交付を受けて事業展開をするものです。今回、県民税の均等割の非課  
税世帯が多くなったということから、それは多少不景気ということが影  
響しているのかわかりません。県全体の総額の中で税収が減ったことに  
伴ってシーリングで安芸高田市としては570万円の減となるものでござ  
います。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第24号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第6  
号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第25号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予
算（第3号）

- 藤井議長 日程第38、議案第25号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第25号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）」についての提案理由を御説明いたします。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,304万6,000
円を追加し、予算の総額を36億1,714万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者交付金87万6,000円、連合会支出金21万5,000円、繰入金7,427万4,000円、諸収入77万3,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金2,034万8,000円、県支出金314万4,000円、療養給付費等交付金2,695万1,000円、共同事業交付金1,226万円、財産収入38万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、総務費77万8,000円、保険給付費714万6,000円、後期高齢者支援金等53万7,000円、諸支出金2,434万円をそれぞれ追加をし、老人保健拠出金3万7,000円、共同事業拠出金1,337万8,000円、保健事業費595万1,000円、基金積立金38万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。以上、慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 それでは、議案第25号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきまして要点の御説明を申し上げます。

まず歳入ですが、8ページ、9ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、1節現年度分2,018万6,000円の減額は確定により説明欄それぞれ減額及び増額するものでございます。3目の高額医療費共同事業負担金、1節現年度分199万6,000円の減額、4目特定健康審査等負担金198万3,000円の減額は交付確定によるものでございます、次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金441万7,000円の増額はそれぞれの説明欄の確定によるもので、2節の特別調整交付金は医療費数値分の減額によるものでございます。

次に、4款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、1節の現年度分199万6,000円の減額は県負担分の減額でございます。2目の特定健康診査等負担金、1節現年度分198万3,000円の減額は特定健康審査等減額による県負担分の減額による補正でございます。2項県補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金83万5,000円はいずれも確定によるものの増減額でございます。

次に、5款、1項、1目の療養給付費等交付金現年度分2,695万1,000円の減額は医療給付費分の確定によるものでございます。

6款、1項、1目の前期高齢者交付金、1節の現年度分87万6,000円の減額は交付金の確定によるものでございます。

7款、1項、1目の連合会補助金、1節の連合会補助金21万5,000円の増額は補助金の確定によるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。8款、1項共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金1,732万1,000円の増額、及び2目の1節保険財政共同安定化事業交付金2,958万1,000円の減額はいずれも交付金が確定したことによるものでございます。

9款の財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金38万9,000円の減額は基金利子の減額に伴うものでございます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節の保険基盤安定繰入金2,999万円の増額は財政安定化支援事業の繰り入れでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、4,428万4,000円の増額は歳入必要額を精査し増額をしております。

12款諸収入、4項雑入77万3,000円の増額は高齢者医療制度円滑運営事業の雑入でございます。

続いて、歳出でございます。12ページ、13ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費77万8,000円の増額は給与調整分及び事務費でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金1,200万円の増額はいずれも決算見込みによる増額及び財源振替をしております。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節の負担金補助及び交付金485万4,000円の減額は決算見込みによります減額でございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費は財源組みかえでございます。

次に、3款、1項、1目、19節負担金補助及び交付金53万7,000円の増額は支援金の確定によるものでございます。

次に、4款、4項、1目前期高齢者納付金、14ページ、15ページをお願いします。4款につきましても財源組みかえでございます。

14ページ、15ページの5款、1項、1目老人保健医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金3万7,000円の減額は拠出金額の確定によるものでございます。

次に、6款、1項、1目介護納付金は同じく財源組みかえをいたしております。

7款、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、19節の負担金補助及び交付金1,620万3,000円の増額、及び2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金2,958万1,000円の減額はいずれも国保連合会への拠出金額の確定によるものでございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費534万6,000円の委託料の減額、及び19節の60万5,000円の減額はいずれも決算見込みにより減額するものでございます。2項保健事業費、1目保健衛生普及費は財源組みかえでございます。

9款、1項基金積立金、16、17ページをお願いします。1目の財政調整基金積立金、25節の積立金38万9,000円の減額は歳入における財産収入基金利子を減額するものでございます。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金の23節償還金利子及び割引料27万円の増額は国民健康保険税の還付金の支出増に伴うものでございます。3目償還金、23節償還金利子及び割引料2,407万円の増額は平成21年度療養給付費負担金及び老人

保健医療費拠出金の精算に基づく国への返還金でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第25号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第26号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長 日程第39、議案第26号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第26号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明をいたします。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万2,000円を追加し、予算の総額を363万6,000円とするものでございます。  
歳入につきましては、繰越金30万3,000円、雑入29万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、諸支出金60万2,000円を追加するものでございます。慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 議案第26号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)」につきまして、要点の御説明を申し上げます。  
本案は、平成21年度の老人保健特別会計の決算の確定、並びに平成22年度老人保健特別会計閉鎖をいたしますそれに伴う歳入歳出の補正で

ざいます。

歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いします。5款繰越金の30万3,000円の増額は平成21年度老人保健特別会計への繰越金でございます。

6款雑入29万9,000円の増額につきましては、診療報酬の過誤納金でございます。

続きまして、歳出でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金60万2,000円につきましては、一般会計でも申しました市の負担分を平成21年度一般会計からの繰り出しを精算いたしまして、平成22年度の会計閉鎖に伴いました余剰金を一般会計へ繰り出すものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第40 議案第27号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長 日程第40、議案第27号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億319万円を減額し、予算の総額を4億201万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料8,526万円、繰入金1,793

万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億319万円を減額するものでございます。慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 それでは議案第27号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして要点の御説明を申し上げます。

歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いします。1款、1項後期高齢者医療保険料8,526万円の減額は仮算定時の保険料算出基礎所得より本算定時の保険料算出基礎所得が減少したためでございます。特別徴収及び普通徴収それぞれの額を計上いたしております。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金1,793万円の減額は保険基盤安定分の保険料軽減額の確定によりまして、当初1億3,352万1,000円から1億1,559万1,000円の減となったもので一般会計からの保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いします。歳出でございますが、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金1億319万円の減額は保険料の見直し、本算定によります保険料の減額及び保険基盤安定分の保険料の減額の確定に伴うもので、その分広島県後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料相当額の負担金も減額となったものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第27号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第41 議案第28号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算

(第3号)

- 藤井議長 日程第41、議案第28号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第28号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)」についての提案理由の御説明をいたします。  
本案は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,412万9,000円を追加し、予算の総額を38億3,751万2,000円とするものでございます。  
歳入につきましては、国庫支出金657万3,000円、支払基金交付金441万8,000円、県支出金291万5,000円、繰入金22万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、保険給付費2,010万円を追加し、総務費15万3,000円、地域支援事業費581万8,000円をそれぞれ減額するものであります。以上、慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 重本邦明君。
- 重本福祉保健部長 議案第28号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)」の要点の御説明をいたします。  
このたびの補正につきましては、平成22年度事業執行見込みに基づいて介護給付金費など補正を行うものでございます。  
歳入で8ページ、9ページをお願いいたします。3款国庫支出金657万3,000円の増額、次の4款支払基金交付金441万8,000円の増額、それから5款の県支出金291万5,000円の増額は現年度分の歳出の介護納付費、地域支援事業費の増減によるものでございます。  
次に、8款の繰入金、1項基金繰入金328万1,000円の増額は歳出のほうの介護給付費の増額に対し介護保険料不足分を基金から繰り入れるものでございます。2項の一般会計繰入金305万8,000円の減額は歳出の介護給付費、地域支援事業、総務費等の増減によるものでございます。  
次に、歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いします。1款総務費15万3,000円の減額は執行見込みによります一般職の人件費及び事務費の補正でございます。  
2款の保険給付費2,010万円の増額はそれぞれの保険給付費の執行見込みとそれぞれのサービス費ごとに利用者の増加等もございまして自然増もございまして、総額補正をいたしましたものでございます。  
それから12ページ、13ページをお願いします。4款地域支援事業費、1項の介護予防事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費463万2,000円の減額は生活機能評価事業健診委託料及び通所型介護予防事業委託料の減額によるものでございます。2目の介護予防一般高齢者施策事業費

74万1,000円の減額は介護教室委託料の減額によるものでございます。次に、2項の包括的支援事業・任意事業、1目の一般管理費5,000円の増額は一般職の person 費の増額及び財源組みかえをいたしております。3目の総合相談事業費45万円の減額は高齢者の実態把握事業の委託料の減額によるものでございます。6目の任意事業費は財源振替をいたしております。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 前重昌敬君。

○前重議員

10ページの保険給付費、介護サービス等諸費で1,750万円の増ということで、理解する分にこれは介護度が大体上がってきたのか、それとも介護者がふえたのか、どちらのほうが大體ウエートが占める割合が多いか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長

議員がおっしゃるとおり、利用者の増加もありますし高齢化によりましての重度化というのもございます。ただしこの中で、例えば居宅介護サービス給付費の11億9,700万円のうちで1,100万円の増額といいますと1%未満の増ということで若干の必然増的な年々増加しておるような状況で分析はかなり難しい面がございまして、すべてのものにつきましていろいろなところの若干の自然増といいますか、増加分が出てまいっております。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第42 議案第29号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第3号)

- 藤井議長 日程第42、議案第29号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。
この際議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第29号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明をいたします。
本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5,000円を減額し、予算の総額を4,566万3,000円とするものでございます。
歳入につきましては、繰入金24万5,000円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費12万5,000円、サービス事業費12万円をそれぞれ減額するものでございます。慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。
- 重本福祉保健部長 議案第29号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」につきまして、要点の御説明をいたします。
8ページ、9ページですが、歳入は2款繰入金、1項一般会計繰入金の24万5,000円の減額は歳出のほうの人件費及び事務費等に相当する繰入金の減額でございます。
10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費12万5,000円の減額は職員給与費の補正でございます。
2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費12万円の減額は研修会等参加負担金の減額でございます。以上で要点の説明を終わります。
- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたします。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第29号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第43 議案第30号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）

○藤井議長 日程第43、議案第30号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第30号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,018万8,000円を減額し、予算の総額を4億8,676万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料218万円、市債100万円をそれぞれ追加し、国庫支出金950万円、繰入金386万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、施設費830万円、公債費188万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として1億5,880万円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を1億2,110万円と定めるものでございます。以上、慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、議案第30号の要点の御説明をいたします。今回の補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。

それでは、歳入から御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。2款の使用料及び手数料、1項、1目の使用料の218万円の増額は下水道使用料の増額によるものでございます。

3款の国庫支出金、1項、1目公共下水道事業国庫補助金の950万円の減額は事業の精算見込みによるものでございます。

4款の繰入金是一般会計からの繰入金を386万8,000円減額するものでございます。

7款の市債につきましては、事業の精算見込みにより借入額を増額するものでございます。

次に、歳出についての御説明をいたします。12ページ、13ページをお願いいたします。2款の施設費、1項、1目の施設管理費130万円の減額でございますが、主なものとして12節の役務費で吉田浄化センターの脱水汚泥の運搬処分費の精算見込みによるものでございます。2項、1目の施

設建設費700万円の減額につきましては、事業の精算見込みに伴い13節の委託料の設計費の370万円の増額、15節の工事請負費の精算によります1,220万円の減額、22節の補償補てん及び賠償金での水道管移設補償費の増額、これらによりまして700万円の減額でございます。

3款の公債費でございますが、利子188万8,000円の減額は借入額の減少により利子を減額しているものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正でございますが、施設建設費におきまして1億5,880万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは吉田処理区内において実施する3箇所の下水道工事の関係でございます。1箇所は高田工業団地内の工事で迂回路等の確保のため地元との調整が必要となり繰り越しをお願いするものでございます。2箇所目は左円地区内の工事で県道吉田邑南線の道路改良計画との調整により工事内容調整のために繰り越しをお願いするものでございます。3カ所目は常友地区内の工事で水道管の移設に伴いまして繰り越しをお願いするものでございます。以上、3カ所の繰り越しの補正をさせていただきます。

それから5ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、その限度額を100万円増額し1億2,110万円とするものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第30号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第44 議案第31号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○藤井議長 日程第44、議案第31号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。
この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第31号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,989万円を減額し、予算の総額を4億8,650万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料953万3,000円、国庫支出金950万円、諸収入53万4,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金1,667万3,000円、繰入金4,548万4,000円、市債1,730万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、総務費25万6,000円、施設費5,812万8,000円、公債費150万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる事業費として5,220万円を繰越明許費とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を6,830万円と定めるものであります。以上、慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、議案第31号の要点の御説明をいたします。今回の補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。それでは、歳入から御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款の分担金及び負担金、2項、1目負担金の1,667万3,000円の減額につきましては、県からの工事負担金の減額でございます。県道吉田豊栄線、県道工事の縮小により県からの負担金の減額でございます。

2款の使用料及び手数料、1項、1目の使用料953万3,000円の増額は下水道使用料の増額によるものでございます。

3款国庫支出金、1項、1目特定環境保全公共下水道事業国庫補助金の950万円の増額につきましては、事業の精算見込みによるものでございます。

4款の繰入金是一般会計からの繰入金を4,548万4,000円減額するものでございます。

6款諸収入、1項、1目の雑入53万4,000円の増額は甲田浄化センターへ浄化槽汚泥を投入したことによるものでございます。

7款市債につきましては精算見込みにより1,730万円減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。2款施設費、1項、1目の施設管理費18万5,000円の増額でございますが、需用費の増額と委託料の減額によるものでございます。主

なものとして、11節需用費の修繕料185万6,000円の増額は向原中央浄化センターの電気配線設備機器等の修繕料でございます。2項施設建設費、1目施設建設費の5,831万3,000円の減額は事業の精算見込みに伴い、11節の需用費では155万円の減額、13節委託料では環境実施設計等の業務委託料で118万7,000円の増額、15節の工事請負費では5,280万円の減額になっております。八千代処理区での工事精算見込み、向原処理区での県道の工事によります下水管の工事の縮小によるものでございます。22節の補償補てん及び賠償金500万円の減額は八千代処理区での下水道工事に伴う水道管移設補償費を計上しておりましたが、水道管の移設をせず下水道管を接することができましたので移設の補償金を減額するものでございます。

次の14ページ、15ページをお願いいたします。3款の公債費で150万6,000円の減額につきましては、借入額の減少により利子を減額するものでございます。

4ページに返っていただきたいと思っております。第2表の繰越明許費の補正でございます。施設建設費におきまして5,220万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは八千代処理区内において実施する2箇所下水道工事の関係でございます。1カ所は団地内の工事でございます。迂回路等の確保のため地元との調整が必要となり繰り越しをお願いするものでございます。2箇所目は八千代支所付近の工事地元との調整で国道部の管路の変更が生じたため繰り越しをお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。地方債の補正につきまして1,730万円を減額し、その限度額を6,830万円とするものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
17番 今村義照君。

○今村議員 今回歳入のほうで一般会計の繰り入れが4,550万円ばかり減額をされておりますが、一方、繰越明許費が5,220万円上がっております。それで先ほどの一般会計における繰越明許費の関係で特定環境保全のほうの関係が1,510万円ございましたが、それとの関係について御説明をお願いしたいと。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
この際3時45分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時31分 休憩

午後 3時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
先ほどの今村議員の質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 先ほどの御質問でございますが、一般会計の繰入金4,548万4,000円の減額はという点がありましたが、この点につきましては、歳出の関係で8ページを見ていただきますと、補正額歳出の関係5,989万円でございます。7ページで歳入の関係を見ていただきますと、分担金の補正額1,667万3,000円、市債の1,730万円、増額で使用料・手数料の953万3,000円、国庫支出金950万円、諸収入53万4,000円その差が繰入金4,548万円4,000円というふうになっております。それから一般会計のほうの繰越明許費の補正での1,510万円ということでございますが、これにつきましては補足は財政のほうで行ってもらいたいとは思いますが、4ページの繰越明許費補正5,220万円の内訳といたしまして一般会計での起債等がございまして、その関係でございます。地方債につきましては、財政のほうで説明をしていただきます。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

行政経営課長 武岡隆文君。

○武岡行政経営課長 先ほどのお尋ねの一般会計での繰越明許費補正の特定環境保全公共下水道事業特別会計の繰出金の1,510万円のお尋ねでございますが、先ほど特別会計のほうで5,220万円の繰越明許費の補正をさせていただいております。その財源といたしまして国庫支出金、あるいは下水道債、そして一般会計からの繰り出しということになるわけですが、とりわけ過疎債を充当しております。その関係で過疎債は地方債区分の中で一般会計ということになりますので一般会計で借り入れて特別会計のほうに繰り出すと、そういった形で特別会計のほうの繰越明許費補正の財源として一般会計のほうでもこれを繰越明許したということでございますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第45 議案第32号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○藤井議長 日程第45、議案第32号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第32号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万2,000円を減額し、予算の総額を3億8,733万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金41万円を追加し、繰入金75万2,000円を減額するものであります。歳出につきましては、総務費7,000円を追加し公債費34万9,000円を減額するものであります。慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは議案第32号の要点の御説明をいたします。今回の補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。それでは歳入から御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項、1目の分担金は加入者分担金41万円を増額しております。2件分の増額でございます。

4款の繰入金は一般会計からの繰入金を75万2,000円減額するものでございます。

次に歳出についてでございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。人件費の調整費額のほかに3款の公債費でございますが、34万円9,000円の減額につきましては利率の変動等により利子を減額するものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 ちょっと聞いてみるんですが、分担金の41万円、2件分といわれたんですが、これはどこの処理区かわからんですが、41万円は何か金額が少ないように思うのですが、そこらの説明をもう一度お願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時53分 休憩

午後 3時55分 再開

〇藤井議長

休憩を閉じて再開いたします。
先ほどの質疑に対し答弁を求めます。
建設部長 河野正治君。

〇河野建設部長

分担金の関係でございますが、処理区は吉田の入江処理区でございます。2件の関係でございます。

〇藤井議長

以上で答弁を終わります。
14番 青原敏治君。

〇青原議員

吉田処理区であれば供用開始から何年たってるかというのがわかれば一つお願いをいたします。それと、いろいろ規定があるんですね。分担金を30万円という規定がある中で早期納入の方については割引きをしましょうというふうになってるんですが、そのルールもちょっとわかれば、再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

〇藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

午後 3時57分 休憩

午後 3時58分 再開

〇藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。
先ほどの青原議員の質疑に対し答弁を求めます。
建設部長 河野正治君。

〇河野建設部長

分担金の支払いの関係でございますが、基本は30万円でございます。それで供用開始から1年目は22万円、それから2年目に加入されますと25万円、3年目が28万円と、4年目以降はその割引きがないということでございます。それで先ほどの41万円というのは30万円の方と分納された方の関係でございます。

〇藤井議長

以上で答弁を終わります。他に質疑はありませんか。
(質疑なし)

〇藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

〇藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

〇藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第32号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第46 議案第33号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○藤井議長 日程第46、議案第33号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第33号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由を御説明いたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,583万4,000円を減額し、予算の総額を2億1,394万円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料282万7,000円を追加し、分担金及び負担金990万円、国庫支出金2,844万2,000円、繰入金911万9,000円、市債1,120万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、施設費5,569万8,000円、公債費13万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

また地方債の補正につきましては、その借入限度額を830万円と定めるものであります。以上、慎重に御審議を下さり適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは議案第33号の要点の御説明をいたします。今回の補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。

それでは、歳入から御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。1款の分担金及び負担金、1項、1目の分担金990万円の減額は加入者分担金の減額で当初90基の計画に対し47基の設置見込みにより分担金を減額するものでございます。

2款の使用料及び手数料、1項、1目の使用料の282万7,000円の増額は浄化槽使用料の増額によるものでございます。

3款の国庫支出金、1項、1目の浄化槽整備事業国庫補助金の2,844万2,000円の減額につきましては設置基数が減少したことにより減額するものでございます。

6款の繰入金は一般会計からの繰入金を911万9,000円減額するものでございます。

9款の市債につきましては精算見込みにより1,120万円減額するものでございます。

次に歳出でございますが、12ページ、13ページをお願いいたします。

2款施設費、1項、1目の施設管理費は財源組みかえをするものでござ



います。2項、1目施設建設費5,569万8,000円の減額につきましては事業の精算見込みにより需用費で250万円、工事請負費で5,319万8,000円それぞれ減額するものでございます。

3款公債費の関係でございますが、利息の精算見込みによる減額でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員

この精算によるんですけど予定が分担金が半額ということはそれだけ施行されなかった、その要因はどういうところにあるんですか。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

浄化槽設置をされる方は希望でその設置をするわけでございますが、浄化槽設置と合わせて設置をされる方は家の中の水回りの改造というのにも必要でございます。従いまして、その改造が伴わないところの設置も施行できないということでございます。今後におきましてもこの制度を十分理解していただいて利用していただくよう、制度のPRをしてまいりたいと思っております。希望が少なかったというところでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

確かにおっしゃるように金銭が絡むことでありますが、これも業者の方の啓発とか分納金とかいう形はあるわけでございますので、やはり環境問題という中で取り組んでいる中で半数しか、50%達成ということは非常に予算の立て方の甘さにもあるかもわからないし、現在の業者さんとの関係、もう少し前向きにしないと環境環境と言いながらこういうことでは後ろ向きになると思うので、新年度ちょっと私今予算を見てませんが、同じ予算を組んでも同じことの繰り返しになろうと思うのですが、この反省点に立って新年度に向けてはどのような思いをしておられるか、聞かせてください。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

議員言われるとおり、この制度を利用させていただきたく思っておりますので、来年度に向けてはPR、それからこの制度をこういった補助制度でできますよということをもう少し住民の方にも理解していただいたり、またこの環境問題も理解していただくということで浄化槽の設置の市内の業者も交えたPRもしていきたいというふうに思っております。設置業者の方がこういった施行ができますよというのは非常に宣伝力もあると思いますので、そういった方も交えたものでPRをしてまいりたいというふうにも考えております。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第33号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計  
補正予算(第3号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第47 議案第34号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予
算(第3号)

○藤井議長 日程第47、議案第34号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計
補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第34号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)」についての提案理由の説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,526万7,000
円を減額し、予算の総額を5億2,626万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料321万1,000円を追加し、分担
金及び負担金817万9,000円、繰入金1,788万6,000円、諸収入241万3,000
円をそれぞれ減額するものであります。歳出につきましては、総務費38
万2,000円を追加し、施設費2,555万9,000円、公債費9万円をそれぞれ減
額するものでございます。以上、慎重に御審議を下さり適切なる議決を
いただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 議案第34号の要点について御説明をいたします。

なお今回の補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでござ
います。

まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1
款分担金及び負担金では、1項、1目の分担金200万8,000円の増額は加入
者分担金4件分の増額で、特にそのうち口径40ミリ、50ミリの大口径の
新規の加入者があったことによるものでございます。同じく2項負担金、

1目負担金1,018万7,000円の減額は主要地方道吉田豊栄線交通安全設備事業の県事業の事業量の縮小に伴います県からの水道管移設工事負担金の減によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項、1目使用料316万5,000円の増額は夏の少雨あるいは猛暑がございましたが、その影響により8月、10月の水道使用料の調定額が上昇しております。そのことにより数年より多く調定をいたしたところでございます。その関係で増額を見ております。2項、1目の手数料4万6,000円の増額は給水装置の工事検査、竣工検査の手数料23件の増によるものでございます。

5款繰入金は一般会計からの繰入金1,788万6,000円を減額するものでございます。

7款諸収入、2項、1目の雑入241万3,000円の減額は美土里給水区の生田簡易水道の監視装置に附属するテレメーター装置のふぐあいによって雷被害による建物災害共済給付金により維持工事を予定しておりましたが、その被害管3基の取りかえ修繕で対応が可能であったことによりその共済給付金が適用にならなかったために減額をしております。

次に10ページ、11ページの歳出の関係でございます。1款総務費、1項、1目の一般管理費38万2,000円の増額でございますが、主なものとしまして業務委託料37万円の増額によるものでございます。

2款施設費、1項、1目の施設管理費626万3,000円の減額は主なものとしまして、保守点検、運転管理など13節の委託料436万3,000円の減額、維持修繕工事の請負費140万円の減額によるものでございます。2項、1目の施設建設費1,929万6,000円の減額は精算に伴うものでございます。八千代給水区の水道拡張事業等の精算によるものでございます。その中に吉田豊栄線の事業量の減に伴う工事請負費730万円2,000円の減額等もでございます。

次の12、13ページは公債費の関係でございますが、利子分の9万円の減額をしております。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番 入本和男君。

○入本議員

今言った雑入の件で241万3,000円、これ支出はどこに。出てるんですかね。適用にならんかったっていわれたんですかね、保険の適用に。それでこの修繕はどこで、支出のほうは。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時17分 休憩

午後 4時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの入本議員の質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 先ほどの御質問でございますが、2款施設費の1項、1目の施設管理費の15節工事請負費にその雷被害の修繕工事は予定をしておりましたものを減額にしております。それからその修繕につきましては、簡易に修繕できたということで事業費の中で修繕をしておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 わかりやすく言っていただいたらよかったです。保険が320万円、78万円ので240万円入ると思ったが、これは適応にならなくて今の言われた工事請負費の修繕で100万円で済んだというふうに理解すればよろしいわけですか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 この維持工事の140万円の減額につきましては、その雷被害、そのほか福原浄水場のポンプの修繕でありますとか、そのほかを含めて140万円の減額になっておりますので、先ほどの雷被害はこの15節に入っておったということでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第48 議案第35号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長 日程第48、議案第35号「平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第35号「平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万3,000円を減額し、予算の総額を1,366万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料7万円、繰入金1万3,000円をそれぞれ減額するものであります。歳出につきましては、総務費1万7,000円を追加し、施設費10万円を減額するものでございます。慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 議案第35号の要点の説明をいたします。それぞれの補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。

それでは歳入の関係でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1項、1目使用料7万円の減額は水道使用料の減額によるものでございます。

3款繰入金、1項、1目の一般会計繰入金1万3,000円の減額につきましては繰入金の減額を見ておるところでございます。次に10ページ、11ページの歳出の関係でございますが、1万7,000円を増額しております。検針業務委託料の増額でございます。

2款施設費の関係でございますが、施設管理運営費10万円の減額は検査業務委託料の減によるものでございます。以上で説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号「平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第49 議案第36号 平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第49、議案第36号「平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。
この際議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第36号「平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明をいたします。補正予算第2条収益的収入及び支出の既決予定額は2億6,055万7,000円で、補正予定額1,596万2,000円を増額し、予定総額をそれぞれ2億7,651万9,000円とするものであります。

次に、補正予算第3条に定めた資本的収入及び支出につきましては収入の既決予定額1億6,820万3,000円から補正予定額6,014万1,000円を減額し予定総額を1億806万2,000円とし、支出の既決予定額2億6,809万2,000円から補正予定額3,660万8,000円を減額し、予定総額を2億3,148万4,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,342万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額712万円、過年度分損益勘定留保資金1,508万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,452万8,000円、建設改良積立金1,668万5,000円で補てんするものであります。以上慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
公営企業部長 河野正治君。

○河野公営企業部長 それでは議案第36号の要点の御説明をいたします。なお、それぞれの補正につきましては事業の精算見込みにより補正をさせていただいております。10ページ、11ページをお願いいたします。

三条予算の収益的収入及び支出の関係でございますが、1款事業収益の補正予定額1,596万2,000円を増額としております。その主なものとしましては、1目給水収益、1節水道料金1,344万7,000円を増額で事業所を中心とした業務用の水道料金の増額によるものが主なものでございます。3項特別利益、1目固定資産売却益、1節固定資産売却益207万5,000円を増額は甲立浄水場の移転事業に伴い広島県から移転の補償費を受けておりますが、浄水場の用地及びその他の有形固定資産の売却に伴い発生した売却益でございます。続きまして支出でございますが、1款事業費の補正予定額1,596万2,000円を増額とさせていただいております。1項営業費用の補正予定額1,152万8,000円の減額としておりますが、その内訳といたしまして、1目原水及び浄水費につきましては266万2,000円の減額で、その主なものといたしまして5節の修繕費が給水ポンプ等の修繕で399万3,000円を増額、7節委託料、坂巻浄水場等24施設の運転管理業

務の減に伴い470万1,000円の減額によるものでございます。2目配水及び給水費につきましては416万円の増額で、その主なものといたしましては4節の修繕費で排水管の漏水修理等で662万2,000円の増額によるものでございます。4目総係費につきましては印刷製本費71万1,000円の減額等によるものでございます。5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費659万7,000円減額させていただいておりますが、甲立浄水場移転事業の本年度分の工事の完成が年度末になりますので、減価償却の開始年度を平成23年度からとしたことによるものでございます。6目資産減耗費、1節固定資産除却費456万3,000円を減額させていただいておりますが、本年度の配水施設新設改良工事の減額、及び地方企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しの発生が見込まれることによるものでございます。

13ページをお願いいたします。4条予算資本的収入及び支出でございますが、1款資本的収入の予定額6,014万1,000円の減額にしておりますが、1項分担金につきましては新規加入で45件の増による358万の増額、2項の工事負担金につきましては甲立浄水場移転事業に伴う県の負担金、及び吉田公共下水道事業に伴う水道管移設工事の負担金の4,242万1,000円の減額、第3項企業債につきましては建設改良費の減に伴い2,130万円減額するものでございます。続きまして支出でございますが、1款資本的支出の補正予定額3,660万8,000円の減額をしております。1項建設改良費の補正予定額3,660万8,000円の減額の内訳は、1目配水施設改良費が551万2,000円の減額で、その主なものとしましては吉田公共下水道事業に伴う水道管移設工事の工事請負費424万円の減額によるものでございます。4目甲立浄水場移転事業費1,775万2,000円の減額で、主なものとしまして甲立取水場整備二期工事の精算によるものでございます。5目国司取水場ろ過施設更新事業費1,319万9,000円の減額でございますが、当初この浄水場の基本計画検討委託料を予定しておりましたが変更認可設計委託料で急速ろ過方式を変更認可することにより委託料を減額するものでございます。

次に予算書の2ページにお戻りください。補正予算書の第4条議会の議決を得なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費の既決予定額2,510万3,000円を、補正予定額83万6,000円を増額し予定総額2,593万9,000円とするものでございます。

7ページの予定損益計算書でございますが、当年度利益として2,435万5,000円を見込んでおります。

なお、5ページに資金計画書、6ページに給与費明細書、8、9ページに予定貸借対照表を添付しております。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第36号「平成22年度安芸高田市水道事業会計補正予算
(第2号)」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第50 請願第1号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書

○藤井議長 日程第50、請願第1号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書」の件を議題といたします。

今定例会において本日までに受理した請願はお手元に配付した請願文章表のとおりでありますので、所管の産業建設常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月2日午前10時から再開いたします。

ここで浜田市長から、三矢の日制定に伴うイベント実施の報告がありますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

それでは発言を許します。

浜田市長。

○浜田市長 本日は熱心な討議ありがとうございました。先ほど議長のほうからお話がありましたように、三矢の日の制定に伴うイベント実施についての報告をしたいと思います。

安芸高田市は味、品質、安全性と三拍子そろった優良農産品を三矢のブランドとして提供しているところでございます。このたび、3月8日を三矢の日として制定し、これを契機に市とJAで開発販売促進を実施してきた三矢御膳、三矢えびす、三矢そばについて全国的に情報発信を行うことにより、三矢ブランドの定着、推進を図ることを目的に次のイベントを実施してみたいと思っております。

3月8日に記者発表、中國新聞の広告で周知を図るほか、クリスタルアージョロビーにおきまして商品の展示を実施したいと思います。

また、たかた産直市においては三矢の日記念セールを計画しております。なお、詳細につきましては産業建設常任委員会にて報告をいたします。

皆様にも資料をお配りすることとしておりますので、どうか御了承願
いたいと思います。以上、報告申し上げます。

○藤井議長　それでは、大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 4時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員